

平成30年第4回浅川町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成30年12月10日(月曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議案第43号 浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例を定めることについて
- 日程第 2 議案第44号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第45号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第46号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第47号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第48号 福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第49号 郡山市と浅川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 8 議案第50号 平成30年度浅川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 9 議案第51号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第52号 平成30年度浅川町上水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 同意第 4号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程の追加
- 日程第15 発委第 1号 浅川町議会傍聴規則の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程のとおり

日程第15 発委第 1号 浅川町議会傍聴規則の一部改正について

出席議員(12名)

1番	岡	部	宗	寿	君	2番	渡	辺	幸	雄	君	
3番	金	成	英	起	君	4番	須	藤	浩	二	君	
5番	緑	川	富	士	男	君	6番	笹	島	亮	二	君
7番	水	野	秀	一	君	8番	田	中	重	忠	君	
9番	上	野	信	直	君	10番	角	田		勝	君	

11番 久保木 芳 夫 君 12番 円 谷 忠 吉 君
欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	江 田 文 男 君	総 務 課 長	小 針 紀 喜 君
会 計 管 理 者	須 藤 寿 行 君	建 設 水 道 課 長	八 代 敏 彦 君
税 務 課 長	菊 池 三 重 子 君	住 民 課 長	江 田 豊 寿 君
保 健 福 祉 課 長	坂 本 高 志 君	農 政 商 工 課 長	岡 部 真 君
学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	生 田 目 源 寿 君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

事 務 局 長 岡 部 栄 也 主 任 主 査 佐 川 建 治

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、議案第43号 浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本案は東京の23区から本社機能が浅川町に移ってきた場合には固定資産税を免除すると、3年間、そういうのが1つ。それともう一つは、浅川町にある本社機能を拡充する場合に3年間にわたって固定資産税の優遇措置を設けると。その浅川町の減収分は交付税で補填されるというお話でありました。

当面、浅川町に本社機能が移転してくるというのは考えにくいと思うんですけども、浅川町に本社機能があってそれが拡充するというのは現在想定されているんですか、そういう会社があるだろうというのを。その辺の実情をお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 税のほうの条例の制定なんですけど、今のところ申請とかそういうものは出てくるような感じではないと思われまして。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 浅川町に本社機能がある会社というのは、浅川町以外に支社がないとだめだというふうに思われるんですけども、そういう理解でよろしいんですか。もしそうであれば浅川町に本社があって、浅川町以外に支社がある企業というのは一体幾つぐらいあるものなのか、おおよそで結構ですので、教えていた

だきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 浅川町に本社があれば該当するものでありますので、よそに支社とか支店がなくとも該当すると思われまます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、浅川町にある企業、説明の中で地域は限定されましたけれども、そのところにある企業が拡充する場合でも対象になって、固定資産税の軽減が受けられるという制度になると、こういうことでよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） はい、そのとおりです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 本条例案の附則で施行期日等のもので、この条例は交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用するということは、交付の日がきょう以降になりますよね。ただし、30年4月1日から適用するということは適用ではさかのぼるといふふうに理解してよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 今のところ申請はございませんが、そのような考えでおります。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第43号 浅川町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第44号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この問題ですけれども、町民の認識というか、町民が感じる、そういうのは今、景気がよくなった、あるいは給料がぐんと上がったと、実質的に収入もふえたと、そういうふうな認識は私はないと、ほとんどないと言ってもいいのではないかというふうに思うんですね。あったとすればごく限られた方々だけというふうに言わざるを得ない状況ではないのか。一方では年金引き下げたり、物価が上がってきたりという、そういう状況の中で、この議会議員の報酬を引き上げると、今度の場合には期末手当100分の5を引き上げるという議案であります。そういうことについて、長はどのような認識を持っておりますか。それと同時に税収という面から毎年のように大体は町民、町会議員なんか増額になっているかとは思いますが、生活保護の状況、本当に最後の暮らしの頼みの綱であります生活保護の実態は全国的には非常にふえておるといような状況ですが、浅川町ではどのようなふうになっておるのかも伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この期末手当については、今、働き手がなくて、大変今企業も困っております。職員も私は同じだと思いますので、この手当については妥当かなと思っております。

なお、生活保護の人数については担当課より述べさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 生活保護の実態ということなんですけれども、浅川町の場合には、人口に占めるその割合というのは、例えば、3件あれば3件ということで実数的に多いとか少ないという形では見れないんですけれども、先般も、先週、生活保護の申請がありまして、担当のほうで調査して県と協議の結果、受給の決定をしたところであります。

動向につきましては、人数的に多くなったとか少なくなったとかということでは、ちょっと表現できないんですけれども、申請がある限り、うちのほうで調査をしまして認定できるような形で進めております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長はいわば人勸で職員とかさまざまな引き上げがなされ、そういう勧告も受けているのでそういうもの準じて議会議員の期末手当についても妥当だろうと、こういうふうな認識であるというふうに私は今理解したんですが。

それから生活保護の問題では、今は申請の動向について担当が言われたけれども申請があれば云々ということです。そういう毎年のそういう件数の情報なんていうのを県に報告したり、あるいは、議会としても掌握するのが当然だと思うんです。ですから課長、この辺は、どういうやっぱり町の暮らしの状況なのかということのパロメーターだと思うんですね。ですから、件数はどういうふうに推移しているのかと、そのこと調査してつかむ、つかまなければならない私は一つの問題だと思うんです。ですから課長、その辺、もう少し、わからないとすればやっぱり調べて、ぜひ、後で結構でありますから報告を願いたいと思います。

というのは本当に、今、先ほど言いましたような状況で、いろいろなものが値上がりになって、大変で、滞

納の問題も出てきております。町民の暮らしの一つのバロメーターということでお聞きしたのでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） では、推移に関しましては後ほど報告申し上げたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） これは毎回、ほとんど毎年毎年、議会議員の議員報酬、それから特別職、町長ですか、それらの報酬それから手当、これらのものが引き上げられております。それらの引き上げのポイントとなっているのが人勸で職員の給与、それに準じて議員も引き上げると、こういう構図になってきているんだと思うんですね。しかし、こういうことが果たして正当なのかどうなのか。ということは、町民生活との実態とは何ら関連性がない我々議員の報酬であります。我々議員の報酬が職員なんか引き上げるたびに自動的にどんどん上がっていく、そしてその上がっていくこういった議案につきましても私ども議員は全く蚊帳の外でわからないで、これは町の財政のほうで議会のたびに上げてくると、こういう形でどうなのか。

これ、我々議員そのものが、自身が十分考える必要があると思うんですが、今回もこういうことで上がってきていますけれども、この議会議員の議員報酬、それから特別職の報酬ですか、これらの引き上げは私の言うとおりの、職員さんの人勸、それらと同じような、それらに準じて、そして引き上げて提案しているもんなんではしょうか。その辺のところ聞きたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 議員報酬の引き上げ、さらには町長等の引き上げということでございましたが、県議会のほうで今回、12月定例議会のほうに提出というふうな形でもございました。これについては人勸が上がった場合については県のほうでも検討し、県議会の代表者会議等で意見を聞きながら提出するというものであります。県のほうでは11月27日に代表者会議を開きまして、今回提出するというような形でまとまったということで話がありましたので、私どものほうもそれに準じて提出をしたということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そういうことで、今説明ありましたように、人勸に基づいてその議会に提出するということで、その点わかるんですが、これ、毎年毎年のことですが、たとえ人勸で県全体がそうであっても、浅川町がたまたま泉崎のように財政が逼迫する、そういった事態も当然考えられますよね。果たして今現在浅川町の財政が本当に健全なのかどうなのか。その辺のこともよくわからないわけでありまして。そういうこととは関係なく、人勸がこうだからそれに倣って、他町村がこうだからそれに倣ってという、この決め方、引き上げ方というのは極めて危険なんではないかと。実態にそぐわなくなってくるのではないかと。もうちょっとしっかり町独自の状態というものを勘案すべきというふうに思うんですが、町長いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今おっしゃったとおりは、そのとおりでございますが、私たち全員は恐らく地元で買い

物して地元でお金を落としていると思います。ですから、私は、この人事院勧告どおり私が改正を行ってもよろしいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） なんか今の議論を聞いていると、特別職の期末手当の引き上げがまるで人事院勧告に基づいてやっているような話ですけども、人事院勧告というのは一般の国家公務員、国家公務員ですよ、特別職ではないですよ、一般の国家公務員の争議権を奪った代償措置として設けられた制度であって、特別職に言及する権限というのは何もないはずなんです。ですから、今回人勧が出したのは、あくまでも国家公務員。特別職に対しては何も言及していないと思うんですけども、確認したいと思います。

それから、人勧がそういうものでありますので、地方議会の特別職の期末手当を0.05カ月分引き上げる、こういうことは勧告していないはずなんです。ですから、その0.05カ月分を引き上げるというこの数字はどこから出てきたのか伺いたと思います。

さらに、今度の12月の期末手当に関しては、0.025多い100分の175を支給するということになっておって、これは6月にさかのぼって支給すると。もう6月分は支給しちゃったんで、合わせて支給しますよと、こういう趣旨なんですか。伺いたと思います。

それから、今回の改正によって1年間の町の支出増というのは給与明細書にある15万1,000円と、今回の改正によってそれだけの支出がふえると、こういうふうに理解してよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 特別職、確かに人事院勧告ではございません。先ほど私、申し上げたと思うんですけども、県のほうが今回、国の人事院勧告、県の人事委員会の勧告に基づいて県議会の分も上げたということで、私どもも同じく、県に倣いまして0.05月を上げたということでございます。

さらには6月にさかのぼってという話でございましたけれども、これについては附則の中で出ていると思うんですけども、附則の第7項の中で今回に限って6月にさかのぼって支給するというので、12月の分については内払いとみなすということで規定のほうも載っているかと思えます。

さらには、今回、議会議員の報酬を変更した場合幾らになるんだということで、議員さんおっしゃるとおり給費明細、補正予算書の19ページにありますけれども、議員の欄の一番右側合計の15万1,000円、これが今回ふえる分ということになります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず最初に、反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 議案第44号の議案であります。反対の討論をしたいと思います。

国が発表した全労働者の実質賃金は、昨年平成29年度まで7年連続して減少しています。全国の35%の世帯が預金なしというそういう状況に、生活保護受給者は平成29年度に164万世帯、人口にして214万人が生活保護を受給しているという状態で年々ふえているという状況であります。

一方では、増税と年金引き下げ、医療、介護の社会保障費の負担増がなされており、物価も上がるという状況の中で町民の感情としても実質的にもよくなったという実感が湧かないような状況であろうと思うんです。ましてやことしは町の主要な産業であります農業の、特にこの水稲の被害は異常気象によって1割から2割の減収となっております。反当1俵ぐらいは減収となっております。

こういう状況もあって、特別職の、特にこの議案は議員の期末手当の引き上げというものでありますけれども、46号についてもこれは町長の期末手当の引き上げとも同じでありますけれども、県の人勸があったから引き上げるという、こういうものではないかと思えます。ましてや特別職は議会議員としてそのほかにも職を持ってやっておるという、そういう議員がほとんどでありますから、それらを考えれば、ここで期末手当を引き上げる、こういうことについては反対するものであります。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これから日程第2、議案第44号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第45号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長給与の減額、10%の給与カットですね、これを引き続き行うという提案なんですけれども、ただ、今までの提案と違っているのは一般質問でもありましたけれども、今までは町長の任期中は10%カットしますという提案だったんですね。でも今回は、来年の議員の改選の9月までカットします、その後は新たな議員さんの意見を伺って判断しますと、こういう姿勢に変わりました。というのは、これはもう10%カットはやめたいと、こういう含みなんではないでしょうか。率直に伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） なぜ私が議員と同じ31年の9月30日にしたかというのは、今の、まず、今議員が今なり手が無い、日本全国議員になり手が無いということ、それはなぜかということ、議員だけでは生活ができないということがあります。それで私は議員と同じく私も当然この報酬に関しては議員の人たちが反対、賛成で決めていただければ私はやっぱりそれなりになりますので、当然議員の方々に判断をしていただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ということは、議員になり手が無いというのは議員報酬が低いからだということで、議員の5%カットについては、これは考えたほうがいいのかということから町長についても来年の9月までと、こういうふう理解してよろしいんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そのとおりでございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第45号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第46号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第46号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第47号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 職員の給与の改定に関連してお伺いをしたいと思います。

まず、日直の手当が1つ引き上げられるということであります。額にすると4,200円が4,400円になるということで、200円上がるだけなんですけれども、この、1回役場の職員の方が日直をやると4,400円しかもらえないんですか。それともほかに計算の仕方があって、もっともらえるということになっているんですか。その点を1つお聞きをしたいと思います。

それから2点目として、今回の改正で通勤手当が引き上げられます。ガソリン代が上がっているので通勤手当を引き上げるという説明でした。

では、ガソリン代が下がればこの引き上げられた通勤手当は見直されるのかどうか、伺いたと思います。

それから、今回の給与の改定については、若年層を中心に1,500円から100円の間の引き上げということで、引き上げ幅は小さいわけなんですけれども、そういう内容だということであります。

全く引き上がらないベテランの方といいますか、そういう方々もいらっしゃるということなんですけれども、引き上がらない方というのは大体どのぐらいいるのでしょうか。役場の職員の数と引き上がらない方々の数、2つを教えてくださいと思います。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず日直手当の件でございますけれども、職員、土日、祝祭日、年末年始、これについては職員が交代で日直に当たっております。これについては当然代休もございません。1日当たり現在であれば4,200円だけいただくという形になります。この改正になれば4,400円ということに、200円アップなるということでございます。

通勤手当につきましては、来年4月からの改定ということで、附則のほうでうたっているかと思っております。これについては今回、ガソリン代の高騰ということでございました。以前にはガソリン代が下がったときには通勤手当、確かに下がったことがあると思っております。これについてはその変動ということで、今回、7月に見直し

するというところでございます。

さらには給与改定でございますけれども、該当する職員が47名、該当しない職員が26名というところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 日直は、恐らく1日で8時間勤務ではないかというふうに思うんですけれども、8時間勤務して4,200円なんですか。それしかもらえないんですか。1時間当たりになると五百何ぼになりますよね。大丈夫なんですか、それで。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） そのとおりでございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確認したいんですけれども、本来の給与のほかに日直をやれば4,200円しか出ない。1時間当たりの時給に換算して、8時間の給料計算をし直して、日直手当プラス勤務時間がふえたからその分、超勤みたいな形でつくというシステムではないんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど申し上げたとおり、代休等つきません。あくまでも今現在で言いますと4,200円のみということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 確認なんです、1つは。ただいま話出ている4,200円というのは手当としてつくということだと思うんですが、確認なんです、どうなんです。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） これにつきましては祝日直手当という形で支給になるということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 今回の改正の中で通勤手当、これがかなりちょっと、大幅なのかなというふうに見たんですが、4万6,300円、これ、上限の話ですよ。上限4万6,300円から5万9,900円ということになりますと、1万3,600円ですか、そうですね。先ほどの説明ですと、ガソリン代上がったからということですが、これほどまで上限を引き上げる、そうした必要というのは本当にあるんでしょうか。その点についてちょっと説明していただきたいんですが。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） これについては、従前でありますと県のほうで85キロまでしかありませんでした。通勤距離が。浅川町のほうには当然該当しない数字ですけれども、今回、95キロ以上ということで、それらが追加になったことによりまして、金額が上がったということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） こういう給与とか手当とかそういったものの引き上げというのは、まず県が動く、それで県に準じて町も動かすと、こういうことでずっとやってきたと思うんですが、これだけ生活の格差、賃金の

格差、そういったものが出てきますと、果たしてそれだけで浅川町の実態に合った、そういった手当とか、そういったものになるのかどうなのか、大変疑問であります。できることならばやはり、町独自の判断というものをごにやっぱりつけ加えて、県が幾ら上げたから浅川町も幾らというような考え方からそろそろ脱却すべきではないかなというように考えるんですが、その点についてお考えをお尋ねいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） これにつきましては、まず国のほうの人事院勧告というのがございます。国が、国家公務員が人事院勧告で上がりました。町については人事委員会とかございませんで県のほうに人事委員会がございます。県は人事委員会のほうの勧告に基づいて上げたということで、町は従前より国よりも近いところ、県ということで県内各町村とも同じような足並みで行っているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 新旧対照表の9ページのいわゆる再任用職員の手当等が減額になっておるんですけども、これはどういう理由なのか、説明をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 9ページの件に関しましては、前のページ、8ページのほうの後ろのほうで再任用職員、上のほうの（2）がそれで42.5から今回については47.5ということで上がっております。これについては0.5上がったということで、先ほどの0.05月上がった部分が12月に支給すると。第3条関係、これについては来年の4月からということで当然、2分の1ずつということにしますから、ここは下がってくるということになります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第47号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第48号 福島県市町村総合事務組合格約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 提案理由のところにも説明が、私、あったと思うんですけども、ちょっと今思い出せないんですが、いわゆる監査を1人減らすということで、監査委委員をですね。今の会計のありようはむしろ監査機構については増員をしているところですね。意識しているというのが一般的であるんですけども、市町村総合事務組合の場合、監査委員を1人減らすというのはどういう理由なのでありましようか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） これにつきましては、提案理由でも申し上げたとおり、地方自治法の改正によりまして、監査制度が変わったということに伴っての改正でございます。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 先ほど申し上げましたけれども、一般的に監査の状況はいろいろ国家公務員等の不祥事なんかもあって、より厳しくしていくというのが主流じゃないかと思うんですが、これは法の改正によって、この事務組合等については1人減らしていいんだと、減らすべきだと、こういうふうな法で定められたわけですか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 地方自治法の監査委員に関する部分ということで改正になっております。

195条の中で都道府県と政令市が4人、その他は2人ということで、2人になったということでございます。以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この市町村総合事務組合についてなんですが、これについては私どもなかなか実態としてなじまないというか、内容のわからない組織であります。それで私もホームページで調べてみましたらば、浅川町で関係するのは消防団員の手当とか、退職金だとか、それから職員の退職金だとか、そのほかもろもろの各自治体のあれを請け負って計算して、そして精算すると、そうした仕事をやっているようであります。

それで、これ、当然、浅川町の負担金として幾ら幾らということで納めておるんだと思うんですね。

浅川町ではこの総合事務組合の経費として幾ら負担されているのか。私、聞いたことがないんで、ぜひお知らせください。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） すみません、私ども今ちょっと手元にはないんですけども、退職手当に関してはおおむね年間6,000万円ほど納めているのかなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） これ、議会最初ですよ。私がお聞きしたいのは、組合に手数料等の組合費というのか、そういうことで浅川町は払っているんだと思うんですね。それともあれですか、例えば退職金6,000万円なら

6,000万円の何%とかそういう形で浅川町で納める、負担する、そういうものが出てくるのでしょうか。どんなふうな仕組みになっているんですか。そこのところの、浅川町が会費、組合費等の要するに負担する負担金というのはどういう計算でどれぐらい払っているのかということをお聞きしたい。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） すみません、細かい資料はないんですけれども、職員の給与に対して何%ということでパーセントで納めるようになります。総合事務組合は、各町村が集まったお金を管理しております。手数料は一部引かれているわけがございますけれども、職員の退職等によって退職手当を総合事務組合が支払います。町村ごとにそれは管理となっております、それが不足した場合については後ほど追加で取られる、余っている分はそのままストックして積んでおくという形になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ホームページで見た限りでは、そのほかに消防団とか、そういった団体の精算もしているみたいなので、その辺の部分の負担金というのはどうなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 消防団に関しましては、当初予算のほうで91ページのほうに載っております。負担金補助及び交付金の中で、消防団員等公務災害補償負担金ということで、660万円ほど計上してあります。これについては消防団の負担金ということになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、私、一つ一つ本当は聞きたかったんじゃないんですよ。総額で幾らぐらい浅川町は負担しているんですかということで聞きたかったんで。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 先ほど申し上げましたとおり、これについては職員の給与の何%ということ。ですからおおよそで言うと、職員に対してはほぼ6,000万円ぐらいかなということで。あと消防団に関しましては今ほど言いました660万円ぐらいが消防団員として納めている金額かなというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本案の質疑に戻りたいと思うんですけれども、先ほど10番議員のほうから、3人いた監査委員を2人に減らすのは今の時代に逆行するのではないかという質疑が出されました。でももう一方では、今回の改正では組合に会計管理者を置くということで、会計の責任者を置くということになるわけですが、今までいなかったんですか、この組合には。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 新旧対照表のほうごらんいただきたいと思うんですけれども、13ページになります。13ページ左側が現行、右側が改正後というふうになっています。第11条の中に、事務局の設置及び職員ということで、第11条第2項の中に会計管理者を置き、職員のうちから管理者が任命するというので、従前から会計管理者についてはおりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第48号 福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第49号 郡山市と浅川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 連携中枢都市ということで、ここは郡山圏の形成の中に入ると、こういうふうなことで私はこのことを、この議案を見て以前、郡山市町村圏ということで広域的なさまざまな行政に従って云々ということで職員を派遣したり、その負担金を出したり、そういうことを何年かにわたってやった経過があります。その結果どういうことになったかと、そのことについては何ら目に見えるような町民に利益をもたらすようなそういう仕事も役割も結果的なこともなかったと私は思います。

それと似たようにまたこの郡山中枢都市というんですかね、こういう問題が出てまいりまして、また始まったなど、こういうふうな感を持たざるを得ないのであります。

そこで質問します。

1つは、この郡山広域圏行政でのいわゆる前の失敗の経験、私は失敗だというふうに思うんですけども、そういうものがどういうふうにもこの中に生かされていくのか、失敗なんかもどうなったのかということが一つであります。

それから、2つ目には、地方自治からのいわゆる逆行ではないのかと。いわば、日本全国を東京の一極集中をなくしていくんだと。日本のところどころに都市圏をつくってここが郡山を中心として行政を広域的にやっていくんだというものになるんだと思うんです。そうすると、各市町村の特に浅川町のそういう自治体が地方

自治の本質に外れて、郡山市に集中するという、そういうものにつながってしまはしないのかということが疑問があります。

もう一つは、例えば、教育の問題一つをとってみても、今高等学校が定員割れ、例えばこの近くには県立石川高校や埴工業高校、こういう定員割れが続いておまして、石川なんかについては本当に統合になってなくなってしまうのではないかというような心配も出ているわけですね。そういうさなかにこういう交渉が出されてくると、連携協約を結んでやるということになりますと、郡山に集中していくというものにつながると私は心配するんですね。

そのことは具体的にどういうふうに共有をして、これからしていくんだというんですけれども、その中での連携協約のさまざまな項目がある中で、位置づけられているのかということでもあります。

総じて言えば、大きなことはいいことだと言わんばかりのこの郡山に、東京一極集中は確かに和らぐかもしれませんが、郡山に今度はこの地方では一極集中するような、そういうものにつながってしまうのではないかという危惧を持っているのであります、どういうふうにお考えなのか、質問いたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず第1点目、私は失敗ではないと思います。そしてまた2番目には地方自治体の一極集中には私はならないと思っております。3点目も郡山にも一極集中にはつながらないと思っておりますので、今後の協議が物すごく大事ななと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いろいろ協議をこれからしていくんだから、そういうことはまあ起こらないだろうということは、そういうことが起これば、起こる心配が出てくれば、ここから我が町はその連携協約を破棄するという、そういうことができるんですか。そしてそういう自主的な判断をして抜けることができるという、そういうことなんかこの協約の中にはあるんですか、その点が1つであります。

同時に、郡山市町村圏の広域行政が失敗ではないというふうには町長おっしゃいましたけれども、私は失敗だと思うんですね。人と金を費やしてあの郡山行政圏の広域圏のもので残っているものは何が残っているのか、何もないと私は思うんです。それならばやっぱり石川地方なり石川地方でのそういうこういう構想ではなくて、地方の実情に合ったそういう広域的な行政を進めていくというのが本筋ではないのかな、そういうふうにお思っております。

それについては認識の違いではありますが、そこを進めてどうするというわけにはいかないと思うんですけれども、1つは、これは協約から自由に途中で脱退することができるのかどうかということと、引き続きこれらの協約の進行状況なんかについても議会に報告がされるのかどうかという点をお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） この問題につきましては議案のほうの別表第3ということで、別表に第3条関係ということで、取り組みの内容が書かれています。これについては全ての取り組みに参画しなくてもよろしいということで、町に合った取り組みにだけ参画することも可能でございます。

なお、これらにつきましては、地方自治法の中でも趣旨につきましては対等の立場で自由意志に基づく連携協約を結ぶということになっておりますので、全てに、締結したから入らなくてはならないということではな

いというふうを考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、総務課長から話ありましたけれども、ただ、特に私はこの、国は何を目指しているのかということに国会でも、県議会等でもいろいろ論議がこれについてなされているんですね。やっぱり国は将来道州制を導入していく、そういう地ならしだということがいわば明らかになっているわけでありまして、そうなればなるほど小さい浅川町の地方自治はもうどこかに吹き飛んでしまうというようなことにつながっていく心配があるわけでありまして、これらについては総務課長が言われたように、自由に脱退というんですかね、郡山市で網羅してあるこのさまざまな項目、これずっと1から、ずっと見ていくと全ての項目がありますよね。何でもまあ、協足結んでやっていくというようなものになっているんです。ですからこら辺で実質的な判断をする、そういうのが一体誰がしていくのか。町長がしていくんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 最終的な判断は長になろうかと思えますけれども、それらについても議会の皆さんと相談しながら進めていくことになろうかと思えます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） ただいま10番議員に対しての答えた町長が失敗したとは思わないという発言なんです。今、浅川町でどの辺がプラスになって成功したと思っているんですか。過去の話なんです。それが前提になると思いますんで、そしてこれからこの提携する領域多岐にわたっていますが、この中で当面、町長の任期4年間でどういうことが浅川町にプラスになるとお考えですか。

それともう一つは、最近の政治が全部一極集中なんです。教育委員長は町長指名、農業委員も。今度、監査の問題もそうですね。全て権力が集中してきている。これ、自民党政策なんです。ここに今、内閣の人事権もでしょ。それと同じ、地方もそうになってきちゃうんです。そうすると、この郡山圏中枢というのが、これも先ほどの話のやつも、そういうおそれ、一極集中のおそれがあると思うんですが、町長はどう思われますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど失敗ではないと申しましたが、私は、協議したことは私はプラスだと思っておりましたので、この失敗したことはないとおっしゃいました。

あと、今のその、東京一極集中、それは実際そうかどうかはわかりませんが、私はこの提携に関する協議についてはさまざまに検討すればよりよい町づくりのために参画を考えたらこの提携することは私は非常によいと思います。町のためになると思います。

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 今お尋ねしたのは、全体的によくなったかどうかという話であって、具体的にこういうところが浅川町のためにはなったんじゃないかという一つの例を挙げてほしかったですね。

それから、先ほども言ったんですが、当面、この提携することによって浅川町はどういうふうになって、どういうことで提携したいと思っているんですか。

あとはその一極集中問題は別な問題ですから、町長の考えがどう考えるかによってですから、あとは。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど総務課長が申したとおりに、私は今後、さまざまな協議をして議員の皆様とともに町づくりとかそういうのを決めていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 先ほど言ったように、どの部門で、当面、町長任期中にどういうことで連携したほうがいいと思っているんですか。どういう面があるんですか。ただ単に漠然と提携したほうがいいと思っているんですか。その辺のちょっと具体的に。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、漠然に締結していいとは思っておりません。我が町がやはり住みよい町づくりのためにはいろんな方々と広域連携をしなくちゃ、私はいけないと思っております。今、町独自でさまざまな建物をつくることはできません。もし大きな建物、あるいはグラウンドを使うときは郡山の近くの大きなグラウンド、建物を使えば我が町は助かると思っております。ですから、私はこういう締結というのは物すごく大事ななと思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） まず、きょう、この議案は私ども、今議会で初めて目にしておるわけです。それでここまで締結に関する協議について議決を得る、これまでの経過の中にあつては担当課は総務課ですか、この担当者の方々が何度か集まって、この内容については詳しく聞いておると思うんですね。だからその辺のところが私どもに説明がないので、それで私どもは大変困っているわけです。それで、4市7町村で構成するということではありますが、私が一番気になっているのは、浅川町としての考え方、それはどのような考え方をしておるのか。それはちゃんと説明を聞いた上で浅川町としてはこういうところに期待をして、そして参加するんだというその部分をお聞きしたい。

それから、実際の費用負担や何かはあるのかどうなのか。あくまでも協約だけで、実際的な費用負担はなくていいのかどうなのか。そういうことでありますから、費用対効果でどうなのか、どういうふう感じたのか、この辺のところの説明がなされておられません。

それとまた、石川地方各市町村はどのように取り組むようになっているのか。その辺についてまずご説明をいただきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 費用負担につきましては提案理由の補足説明のほうで述べましたけれども、原則郡山市が負担するというところでこれについては交付税措置がされるということで郡山市が原則負担という形になってございます。

連携中枢都市につきましては、9月議会のほうで資料のほうを配付させていただいたかと思っておりますが、今後、この議案が通りましたらば、1月になって締結式を行う。その後において詳しくは協議をしていくという形になってございます。

この協議につきましては、中長期的な将来像や具体的な取り組み内容を期待するというところで、おおむね5年の期間が予定されているところでございます。

内容等については今後各担当が出席しながら進めていくという形になってございます。

以上です。

〔「石川地方」の声あり〕

○総務課長（小針紀喜君） 石川地方についても、これについては同じ歩調で参加するというような話で今議会のほうに、各町村の議会のほうで提出をされていることかと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、費用対効果の面ではいわゆる費用は浅川町は一切出す必要がないということの答弁のようではありますが、間違いありませんか。

それと、このこれを協議するために各市町村、特に郡山が一番多いんでありましょうが、役員が出るんだと思うんですね。浅川町からはどういった役員が何名ぐらい配置されるのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 費用につきましては、先ほど申し上げましたとおり、普通交付税または事業に応じては特別交付税の措置があるということで、それらを活用するという話になってございます。

また、役員については今のところ具体的には上がっておりませんが、事業の内容によって各担当者が出席する、その中で例えばワーキンググループ、部会長とか決める形であろうかと思えますけれども、それらについては今後の協議かなというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 最後になりますので。

費用の面ですけれども、国交付税ということで一銭も出さなくていいと。効果は、一体、ここに書いてありますよね、活力ある環境の維持を図ることを目的とするということでもありますけれども、実際問題として浅川町にとっての効果というのは一体どのようなものを想定しておられるのか。

それから、これだけのことで提携してやっていきたいと思いますということの中で、各町村の役員も何も全然決まっていないというのはちょっとあれなんですよね、これね。決まっているんじゃないですか。全然人員の配置はないんですか。その2点についてお尋ねをします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 懇談会の構成員ということではございます。これにつきましては、商工業につきましては商工会長さんが当たるということをお願いをしているところでございます。さらには先ほど言いましたけれどもワーキンググループ、それらについて各町村で集まって代表者を決定するという形になろうかと思えます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この郡山連携中枢都市圏構想、これは、去る9月議会にこの資料が渡された。一切説明なかったです。渡されただけ。それで、今回の12月議会に協約の協議について議決しろということなんです。

私は率直に言って何の話かさっぱりわからない。何で郡山を中核とした4市11町村ですか、これが加わる巨大な圏域をつくって、郡山にさまざまな機能を集中しましょうという契約を結ばなくちゃならないのかと。そういう内容ですよ。さっぱりわからない。だから本当は、最初から、一から説明してくださいと私は言いたいんだけど、そういう時間はないでしょうから端的に疑問点だけお尋ねしますが、まず、議案書では締結に際し連携協約の締結に関し協議することについて議会の議決を求めると。話し合いをすることについて議会の議決を求めますという表現になっています。ところが、この9月議会で渡された資料によると、12月議会でこの協定の議決をすれば協定を結んだことになるんですね、これ。話し合いをするというふうに議会に示しながら、実際の扱いはもう協定を結んだことになる。そういうスケジュールになっているんですよ、これ。

こんな何か議会をだますようなやり方ってないと思うんですけども。そうですね、確認したいと思います。1つ目。

それから2つ目です。

平成27年からこのことについては担当者会議が何回か開かれているという経過の説明が若干あります。それで、平成27年から担当者会議、この郡山を中核とした広域圏をつくらうという会議が何回開かれて、誰が出席して、この中で浅川町はどのような主張をしてきたのか伺いたいと思います。

それから3つ目。

この協定を結ぶことによって浅川町民に何のメリットがあるのか。例えば公共施設の相互利用なんていうのは、まあ、ありますけれども、石川管内でやっていますよね、既に。わざわざこういう広域圏なんかつくらなくても、お互いの同意でやっているんですよ。簡単にできる話なんですよ。わざわざこういう広域圏をつくって浅川町にどういうメリットがあるのか、ご説明を願いたいと思います。

それから、この協定が、協約が結ばれると、郡山市が来年の3月までに都市圏ビジョンというのをつくることになっています。具体的にこの協約に基づいて何をやるかというのを具体的に郡山市がつけるんですよ。それで、各市町村とも調整しながら。あくまでも各市町村の意見は調整の素材でしかない。郡山市がこういうものをやりたいということでビジョンをつくるんです。このビジョンに対して我が浅川町は来年の3月までに何を求めるお考えなのか。それからそもそも浅川町の主張が郡山のつくるビジョンに反映されるんですか。その辺の認識を伺いたいと思います。

いっぱいあるんです、お聞きしたいことが。それ、4点目です。

5点目、郡山市が来年の3月に都市圏ビジョンをつくります。つまりこの広域圏では郡山市へ集中するさまざまな機能を充実させるためにこういうことやりますということのビジョンをつくります。このビジョンに対して浅川町議会はこれに対して意見を言うことはできるんですか。その点を5点目として伺います。

6点目です。

この事業の本質というのはお金の流れを見ればわかると思うんですけども、連携事業を行うと、中心部の郡山市にだけ普通交付税が交付される措置があるんですね。ほかの市町村には一銭も交付税行かない。連携事業で郡山市がやっているからこの圏域の、例えばこの施設はもう充実しているから、浅川町のこの施設は要らないよ、だから交付税措置はもうしないよと、こういうことになりはしないんですか。私はその点がすごく心配なんです。

例えば、郡山市に充実した図書館をつくるから浅川町に今図書館あるけれども交付税措置幾らかしているけれども、でもこの圏域に立派なものあるんだから、もうそれは要らないから国は交付税措置をしませんよと、こういうふうにならないんですか。

それから、浅川町に費用負担は、連携事業でね、浅川町に費用負担は原則としてないと、郡山市が原則として費用を負担するというお話でありましたけれども、あくまでも原則であって、この資料にはちゃんと書いてあるんですよ。原則は郡山市、連携事業に係る経費については原則郡山市が負担すると。で、特に中心市にのみ普通交付税措置があるというんだから、その事業をやる郡山市には交付税で国からお金出しますよと。ただし、次に該当するものは関係市町村も応分を負担するというので、職員給与、旅費、それから連携市町村にとって直接的な受益となるもの。だから浅川町にとって直接的に利益があると誰が判断するんだかわからないんだけど、そう判断されたらば、その費用は浅川町も負担しなさいということになるんじゃないんですか。

それから、その他、連携市町村で合意した負担であるもの。つまり、郡山市がこれは浅川町さんこの分少し負担してくださいよと言われたら、これ、拒否できなければ、突っ張ねられなければ、浅川町も負担するということになるんですよ、これ。はっきり書いてあるじゃないですか。浅川町に原則負担ないですなんて、そんな甘い見通しでこういう協定結んでいいんですか。

次です。7番目。

そもそも、郡山市を中枢都市として連携すると、浅川町民が安心して生活ができる圏域ができるのかと。今、浅川町の人で郡山に買い物行っている人って、たまにはいるでしょうけれども。そんな町民の生活が安心してできる状況になるなんていうのはこれはあり得ないと私は思うんですけども、町長の認識はどうでしょうか。

それから8点目。

連携協約の第6条に関してです。10番議員も質問しましたがけれども、協約の変更、廃止は協議によるというふうにあります。だから、この内容は不満だよと浅川町が思った場合に、浅川町が一方的に抜かれるかどうか、脱退できるかどうか、一回入ってしまった場合ですよ、そしたらば、協約の廃止は協議によるだから、一方的に破棄できるとは書いていないんですよ、ここは。普通、協議によると言えば、お互いに合意ができたらばという話ですよ。でも郡山がうんと言わなくちゃ浅川町は抜けれないという形になるんじゃないんですか。その点も伺いたいと思います。

最後、今回、浅川町がこの議案を議決しないとどういうことになるんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） すみません。幾つかあるもんですから、抜けた場合はその都度お知らせをいただければというふうに思っています。

議決を求める議案でございますけれども、これにつきましては、統一、今回加入しています市町村で統一した様式というふうになっております。4市7町4村が同じ議決内容となっているところでございます。

従前、どんなやつをやってきたんだということでございますけれども、例えば窓口の改善等を今までやってきました。多分28年だったと思うんですけども、私のほうの窓口も入っていただいてわかるように、大分改善はしたところでございます。それも各担当者が集まりまして各町村を見に行き、いいところ、悪いところ、そういうふうな話し合いも進めてきたところでございます。

あと、協約の公共施設の相互利用の関係でございますけれども、これについては確かに、今石川管内で相互利用は行っております。それを今回このような中枢都市圏を結ぶということで、郡山市とも結べるというようなことで、これについては今後、協議のほうになるのかなというふうに思っております。

ビジョンに関しましては、先ほど申し上げたとおり、1月の協約締結後にそれぞれおおむね5年の期間のビジョンを作成するということになってございます。この議会のほうのスケジュールでございますけれども、これについては、内容については町長のほうが提出する形になろうかと思っておりますけれども、それについても議会の方のご意見を聞きながら行っていきたいというふうに考えております。

金の流れの件でございますけれども、交付税、これにつきましては先ほど申し上げたとおり、普通交付税、さらには特別交付税ということで、2本の交付税があるということでございます。これについては全国的な、交付税の場合は単位費用という算定するための費用がございます。これらが変わるということはないのかなというふうには思っておりますけれども、これは国のほうが定めることでございますので、私どもでは詳しくはわかっておりません。

この連携をすることによって安心できるのかということでございますけれども、職員のほうのスキルアップ等図られていくのかなというふうに考えております。

第6条の協約の変更、廃止の件でございますけれども、これらについては首長同士の話し合いということで、廃止の場合については、そういうふうな協議が当然必要だと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、幾つかの項目あります。これらについては全てが加入ではなくて、町村に合ったものを選択していくということになろうかと思っております。

議決をしないとどうなるんだということでございますけれども、今回、議決をいただけない場合については、いただけない町村はこの加盟にはならないということだと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 核心的な部分がほとんどわからないんですが、そもそもこの郡山連携中枢都市圏、郡山を中核としてその周辺の市町村は協力し合って郡山にさまざまな機能を集中させましょうという考えですよ。その幅広い圏域の中で、郡山市が充実していけばみんなそれぞれの参加している市町村それぞれが自分たちのところも充実したというふうに思いたいという構想ですよ。こんな、何か、誰にとって都合がいいんだかよくわからないようなものだというふうに思うんです。

それで、私いろいろ質問しましたけれども、実際は担当のほうも恐らく具体的なイメージというのはつかめていないんだろうというふうに思います。ただ、世の中の流れがこういうふうな流れで、ほかの市町村も出すから今回、浅川町も出さなくちゃならないかということで提案されたんだと思うんですけれども、私は率直に言って浅川町のためにはならないんじゃないかなという思いのほうが強いです。郡山市に例えば、高度な医療機関ができたとしますよ。でも、現実問題として浅川町民が望んでいるのは、脳卒中とか心筋梗塞とか1分1秒を争うような病気になった場合に、近くに病院が欲しいという話でしょう。郡山市まで1時間かけて運んだらば、助かる人も助からない。近くにつくってほしいというのが恐らく町民の意見じゃないかというふうに思うんですよ。ところが郡山市にそういうものができれば、皆さんいいものができたと思って満足しよう

いう、こういう構想というのは私は町民の立場に立ったものだというふうには思えないんです。その点について町長、どのようにお考えになりますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、この連携すれば確かに大きな病院もありますし、教育、文化、スポーツなどでかなり私はよい方向に、本町にとってはいいかなと思っております。特に私、子供たちがスポーツ、浅川町だけでなく、やっぱり郡山の市民たちとスポーツを通じて福島で活躍できるような、あるいは日本で活躍できるようなそういう振興もできればいいかなと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 町長はそういう見地に立って提案をされたということでもありますけれども、これ、来年の3月までにあと3カ月ちょっとしかないんですけれども、それまでに郡山市は具体的に連携事業として何をやるかというのを郡山市が決めるんですよ。各市町村と調整しながらという文言はありますけれども、でも決めるのは郡山市。これ、1回協約に入っちゃったらば、今浅川町は郡山市に対してこういうことをやってくれということ具体的に望んでいる、要求しているものってあるんですか。そういうものがなければ、浅川町が入ったって、言い方は悪いけれども、郡山市のいいように使われてしまうんじゃないですか。具体的に浅川町がこの連携中枢都市圏形成、これについて今求めているのは何なのか、あればお答えいただきたいというふうに思います。

それから、一旦入ってしまえば、一方的には抜けられないんじゃないですか。浅川町にとって何もいいことないから、費用負担ばかり求められていいことは何もないから抜きたいといっても、それは協議によるですよ、この条例では。話し合いによる。話し合いが決裂したらば抜けられないと思うんですよ。お互い合意がないと、普通は。だから、私は、そういうものにこちらの議会も何もまだ十分できていない段階で拙速に事を進めるべきではないというふうに思うんですけれども、町長、その点もお尋ねをしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ささまざまな検討をさせていただきたいと思います。また私は、議員の皆さんとももっともとお話をして、あるいは、石川5町村ともやはりお話を、今後、どのようにやっていくか、担当者にお話をしてもらいたいと思います。あとは、補足説明が、担当課長に説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 郡山市に何か求めているのかということでございましたけれども、現在のところ要求しているものはございません。

また、一方的に抜けられないのではないかとということでございましたが、これにつきましては、先ほど答弁したように、第6条にあるように、協議というものですので、首長同士の協議になろうかというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 人口減少、少子高齢化対策だということで突然出された郡山連携中枢都市圏ですが、郡山市を中心に60万都市圏を形成すれば、浅川町の人口減少、少子高齢化対策がよい方向に行くということが質疑、答弁を通じて全くイメージできません。今回、協議することを議決してしまうと、連携協約を締結したことになり、郡山市にさまざまな機能を集中をさせる、具体的に取り組む都市圏ビジョンを郡山市は来年3月までにつくることとなります。時間的に考えても、浅川町がこの内容に異論を挟む余地は全くないのではないのでしょうか。結果、中心の郡山市には国からお金に来て、さまざまな機能が集中しますが、浅川町は費用分担を求められ、連携事業によっては浅川町の普通交付税が減額されることも懸念されます。これは、形を変えた市町村合併に一步踏み出すようなものではないかと危惧しております。

今町が取り組むべきは、降って湧いた郡山市との連携ではなく、既に町のさまざまな計画に盛り込まれている町行政と町民との連携であり、拙速にこのような協定を結ぶことには反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「反対」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

6番、笹島亮二君。

○6番（笹島亮二君） 先ほど来いろいろ応酬聞いていますが一つもこれといったものが見出せません。町長の言葉には何もないです。抽象的な言葉で。この案ができていながらもこの案を全部私も読みました。何が何だかさっぱりわかりません。つかみどころがない文章です。今、9番議員がいろいろ細かくやりましたが、私は先ほど言いましたように、一極集中の典型的なものです。今国の流れはそういう方向なんです。何でも権力集中です。先ほどから言われているように、郡山中心に全てとなります。私は反対します。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

反対。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 反対討論を行います。

ただいまの質疑を聞いていておわかりのように、さきの9月議会に確かに今、9番議員さんお示しになったカラーの資料もいただいております。しかし、この資料配付のときには何の説明もなかったんで、私、うちに帰って探してみると恐らく重なっているんだと思うんですね。ここにいろいろ細かいことは書いてあるようです。しかし、これは相当な量になりますし、これからの浅川町にとっても相当大きな影響のある内容であります。これらの提案をされるときには、まず私も議会に対して全員協議会などを開いて、もっときめ細かな説明があつてしかるべきであつて、それらのことが何もなくてきょう突然この議案出てきても、せいぜいこれまでの説明はどうだったんだとか、どういうことがあるんだとか、いろいろ9番議員さんお調べになつてお聞きしていただきましたけれども、これを聞いていてもまだまだ不明な点がいっぱいある。やっぱりこういう先々が見えない、また、仮に浅川町にとって、浅川町民にとって大きな影響のある、こうした議案については私は

軽々に賛成をすべきではないというふうに判断し、今回はとりあえず反対をして、3月議会あたりまでに再度内容をしっかりし、そして可決すべきだと。特に、町長においては町長になったばかりで、本当にわからない。そういう中でこういう問題が出てきたんでは、何とも答弁のしようがないと思うんですね。それらも含めてこの案には反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ないですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第49号 郡山市と浅川町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

ここで10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎答弁の追加

○議長（円谷忠吉君） ここで、保健福祉課長より答弁の追加がありますので、それを許します。

保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 先ほど議案第44号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正の中で、生活保護の受給者の人数ということのご質問がありましたので、お答え申し上げます。

平成29年度に関しましては26名、平成30年度、ことしは今現在で22名となっております。減の理由は受給者自体の死亡によるものです。

以上です。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第50号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 7ページ、議案書、補正予算書の7ページ、地方創生事業に関して280万円の不足が生じたということでありますが、これ、もう少し具体的にご説明をいただきたいというふうに思います。

それから2件目、放課後児童健全育成事業、児童クラブなんですが、以前、現状は非常に過密で危険だということを一一般質問で取り上げたこともあります。新年度は、この児童クラブに対してはどのように対応するのか伺いたいと思います。

3点目、13ページの浅川小学校の体育館のトイレ改修工事費、これについて190万円が増額になっていますが、増額になる理由についてご説明を願いたいと思います。

それから15ページ、こども園費で、どの小・中学校もことしは暑いので、電気代が補正増になっておりますけれども、こども園は一編に100万円も増ということで大変額が大きいんですけども、これはどういう理由によるのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、1点目の地方創生事業関係の280万円の不足についてですが……。

○8番（田中重忠君） 議長。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 答弁する側も、できればページを言っていただけると大変助かります、何ページの質問に対しての答えだと。

○農政商工課長（岡部 真君） 7ページになります。7ページの上段のほう、2款1項13目地方創生事業費の19節負担金、補助及び交付金280万円、加工製造、販売事業主体設置事業補助金の280万円です。

当初予算では310万円の補助を既にいただいておりますが、これは、いわゆる直売所、加工所移動販売等についての補助金ということです。年間およそ人件費で約500万円、それから光熱水費、電話代等の諸費用で100万円、それから公課費、いわゆる税金等、それから地代、その他諸経費で100万円程度で、合計700万円という支出見込みになっておりまして、そのうち収入の売り上げから、収入のもうけ分が約100万円ということで、残り約600万円が不足になるということで、今回280万円を補正させていただきました。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 予算書の9ページ、民生費、児童福祉費。放課後児童健全育成事業の関連した質問であります、現在過密であって、来年度どういった形で実施するのかというご質問だったと思います。

児童クラブについては、確かに過密な状況で、現在190人以上の登録者がございます。全てが毎日利用して

いるということではありませんが、1人につきの児童の必要な面積、それから教室、それから指導員の数が決められておまして、来年度につきましては里白石、現在実施している里白石小学校、それから山白石小学校は実施していませんが、希望によって児童クラブに加入するということも考えられまして、夏に一度、教育委員会、それから小学校と打ち合わせをしまして、現在空き教室になっている2階の教室を利用したいということで協議を行ってまして、できれば教室を増設して実施したいという考えでおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 3点目ですが、ページの13ページ目になります。

今現在、浅小の体育館のトイレ改修は進んでおります。今回補正を計上したのには、下水と給水のそれぞれの配管の追加。それと、消防法に基づきます防火扉の制御盤の移設が新たに発生いたしました。こちらにつきましては解体をしたんですが、解体の結果に基づくものと改めて消防署から指導がありまして、改善するために計上したのになります。

4点目につきましては、ページの15ページ、こども園の電気代の件なんですが、当初予算はあくまでもつかみで計上したかと思われます。今現在、こども園の電気代ですが、月平均約25万程度かかっております。あわせまして水道代が、2カ月に一遍なんですが、約10万程度かかっております。それぞれにつきましては初年度だったものですから、今ほど申し上げましたとおりがみの計上だったものですから、額が確定しつつございますので今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、地方創生事業として、浅川町も参加して取り組んでいるあさマルシェ直売所の運営、それから旧山白石保育所の跡地を使った加工所、それから移動販売車の運行ということで、地方創生事業として国の補助を受けながら取り組んでいるわけですが、それに支出が大体700万円、収益が100万円ぐらいしかなくて、当初見込んだ310万円では足りなくなっているの、不足しているというので今回補正をお願いしたいということでもあります。

町、商工会、農協が取り組んで、今まで余りやったことのないようなことをやるわけですから、最初から赤字になるなんていうのは、もちろん考えてはならないことではあります。ある程度町が支出するのやむを得ないかなというふうには思っておりますが、ただ、いつまでもこういう状況では困るというのは、これは町長も同じ思いだと思います。それで、お尋ねをしたいのは、現在、直売所、加工所、移動販売車、それぞれどのような状況になっているのか、簡単でいいですからご説明を願いたいというふうに思います。

2点目の、児童クラブの件については、空き教室を利用して、もっと部屋数をふやして、もちろん先生もふやすということになるんだと思うんですけども、そういう形で対応したいという方向だということですので、理解をしました。

小学校のトイレの改修については、工事をやってみたら、下水と給水の配管の工事、これ、やんなくちゃならないよということが明らかになったということと、あとは消防署からの要請があったということで、これも理解をしました。

こども園の電気代の100万円増というのは、当初つかみでやったんだけど、実際つかみで当時予想したよりも大幅にかかってしまったので、今回お願いしたいということだというふうに思います。確かに、私たちは、こども園については施設が過大ではないかということのを再三指摘をして、若干小さくはなったんですけども、それでもまだ大きいというふうには思っているんですけども、やはりそれだけかかるということで、これも、これ減らすわけにはいかないんで、やむを得ないかなというふうに思いますので、了解します。

1点目についてだけ、簡単に地方創生事業の現状についてご説明願います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 現在の状況ですが、まず、直売所のほうを数字で言いますと、11月末現在になりますけれども、売り上げにしましては338万円程度、それから移動販売については5万4,000円程度、それから給食センター等への直接販売として約22万円、それからそのほか産業まつり等のイベント時において17万程度の売り上げがありまして、現在のところ約382万ぐらいの売り上げとなっております。会員数につきましては、20名というような状況でございます。

移動販売につきましては、今後につきましては、さきの議会でもお話ししましたように、今後は宅配を主に、いわゆる交通弱者、買い物弱者への宅配等にシフトしまして、対応を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） 加工所もお願いします。

○農政商工課長（岡部 真君） 加工所につきましては、現在、試作品段階ではありますが、大根、キュウリ等の試作品を11月から販売しているような、あさマルシェのほうで、直売所のほうで販売している状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そのあさマルシェで販売している試作品というのは何なのですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 大根、キュウリの漬物でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つは、11ページのいわゆる2目の、19節の2目のところであります。

1つは、農地集積の協力金ということで、これはちょっと内容を説明いただきたい。別件でということではないのかなとは思いますが、その点で、どういう状況だったか。

それから、その下の水田の作物振興補助金という水田作物振興補助金、水田にさまざまな振興作物をつくった場合の補助金だと思うんですが、取得をした状況をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、工事請負があるんですけども、この工事請負、直接関連ということでもお伺いしたいんですけども、一般質問でもしましたけれども、いわゆる補助金等の農業土木の経費負担金の規則という

ものが、道路も含めて現状に合っていないという、そういうふうに感じるという農政課長の答弁にあります。質疑があります。途中で終わったんでありますが、そういう現状に合っていない、そういう条例や規則、こういうものをきちんと改善する必要があるのではないのかなと、どういうところが現状に合っていないのか、そして、どういう点を改善したいのかという点であります。

それから、12ページの土木費の工事費であります。この項目の中で、いわゆる工事内容については、これは住宅管理の中での外壁のことではあります。関連して、関係者から、ぜひこれは聞いてくれという話がありましたのは、破石・曲屋線の進捗状況はどういうふうになっておられるのか、測量が終わって、買収が済んでということなんでしょう。現状では、その後何の話もないみたいな感じなんでしょう。どうなんだということ、その進捗状況をぜひ明らかにしてほしいというふうに思います。

それからもう一つはやはり土木の工事費のそういう類いになると思うんですけども、畑田のイリノサワという住宅ありまして、そこに7年ほど前に、生活道路の整備ということで、舗装をずっと上げてきました。上のほうに5軒ほどある、ちょっと急な坂で便利の悪いところではあります。途中までやって、あとは設計まで金をかけてやったんですけども、地権者の全面的な協力を得られなかったということで、時折、いわば設計とかいろいろしたんですけども、やれないというような状況になって、そのまま8年近く投げ出されておるといような状況になっております。もう行った人はわかるように、救急車も上に上れない、大きな消防車も上れないというような状況でありまして、何としても、生活道路であり、そういうことを考えれば、ぜひとも半端になった、関係者はやはり半端になったそこを何としても継続して工事を進めてもらいたい、こういう強い要望が出されました。その点、どういうふうに今後の、来年度に向けて町は計画し、立案し、整備していくのか、お伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） では、お答えいたします。

ページ、11ページです。3目農業振興費のうちの農地集積協力金130万円ですが、これは農地中間管理機構事業で、いわゆる経営転換、いわゆるリタイアする方への協力金となります。30万円、定額になっておりますけれども、30万円の方が1人、50万円の方が2人を見込んでおります。

それから、4目水田農業振興費のうちの19節の177万円ですが、これは、いわゆる主食用米の生産調整のごとでございまして、飼料用米と加工米に、町独自で1袋当たり1,000円を上乗せの補助をするということになっており、今回、飼料用米につきましては見込みで約6,500袋650万、加工用米につきましては750袋75万、そのほか振興作物等で約41町歩の分として102万が見込まれ、合計で827万円ということで、既定予算が例年650万円で当初見込んでおりましたので、その差額についての177万円ということになっております。

それから、農地費のほうの工事請負費で、地元負担等、農業関係の負担規則の改善というか、見直しというのが必要ではないかというような話ありましたけれども、現在、農業土木事業に関する町費の負担規則というものがありますが、この中については、一般農業土木事業の単独事業については、農道舗装が90%の補助、それから農道舗装以外の農業用施設については80%以内。そのほか国庫補助事業について記載がありますが、現在のところ、その国庫補助事業の地元負担の見直し等も、現在、国のほうでも考えておりますので、この辺に

つきまして整理しながら対応したいと考えております。

○町長（江田文男君） 議長。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほどの、数年前に工事が中途半端になっている畑田イリノサワの件だと思います。それは確かに、救急車、あるいは消防車が確かに入れないと思います。私も現場を確認してまいりました。今回、何とかいろんな方々と再度検討して、工事が進められればいいなと思っております。今後とも皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 町道曲屋・破石線の進捗状況というふうなご質問でございます。ことし、ちょうど曲屋・破石線と大明塚・背戸谷地線は、社会資本整備総合基金事業という同じパッケージの工事で、今、大明塚・背戸谷地線の工事をちょっと先に進めさせていただいているというような現状となっております。

いろんな予算の状況も踏まえて、今年度、曲屋・破石線のほうにも予算を使って工事に入りたいというふうには考えている状況なんです。残予算の関係を今調整をして、できれば年明けに発注をして、ちょっと繰り越しになってしまうのかもしれないんですけども、工事を破石側のほうから手をつけたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） わかりました。

イリノサワについては町長も見たということで、これはよかったなというふうに思うんですけども、ご存じだと思うんですけども、地権者の了解というんですか、そういうものは得られるように要求していほしい。皆さんのご協力と言われても、やっぱり特定の方であるかと思うんですけども、特定というよりもその沿線もありますけれどもね。どうしてもその方が、理由いろいろあるんだろうと思うんですが、同意してもらえないということであれば、その次の計画を考える必要があるのかなと、その人にもよく話をして。例えば、あの状況の中であつたらば、側溝をきちっと、蓋付きの側溝にして、南側に少し崖を追い込んでくると。そっこのほうの人はもう喜んでということでもありますから、そういう方向をとっても、ぜひ懸案のところであります。前町長もさまざまな努力をしたようではありますが、ぜひ全員の方をお願いしたいなというふうに思います。

それと、破石線については、今、建設課長からありました。私そういう経過を、何というんですか、地権者の代表とか、行政連絡員とか、一番潰れる人とか、もう既に全ての潰れ地の、金は払ってあるんですね。払ってあるんだと思うんですけども、そういう状況になっているのであればあるほど、一日も早く工事をやってほしいと、こういう願いがあるわけですから、町からかかわりある人々にその旨の経過と、これからの計画を説明をして、後は、工事をしていきます、こういうふうな予算書でも、何費だったかちょっと忘れてしまったけれども、ことし着手するということになっておりますので、きちんとした説明をするのが妥当ではないのかなと思いますので、ぜひその説明を急いでして、安心していただくというふうなこともやっていただきたいなというふうに思うのでありますが、その点であります。

それから、農政課長にお尋ねしたのは、再度検討していきたい、実状に合わない点があるんだということに、私もその内容については定かではありませんが、抜本的に見直しをして、そして農業者が継続して農業就労できるような、そういう補助の体系に持って行っていただきたいなというふうに思います。

同時に、これ、農業の問題は、今、後継者不足で、人・農地プランで各座談会をやって、農政課もおわかりだと思うんですが、やっぱり地域ごとにそれぞれ実状が違うわけでありますので、その地域で、例えば、この地域をどういうふうに農業を持っていったらいいのか、例えば、担い手を何人ぐらいふやして、そしてこういうふうな形で法人化するとか、あるいは共同組合をつくるとかって、そういう突っ込んだ、私は、議論が地域でもできるような、そういう段取りを役場がして、いろいろ座談会をやるんですけども、本音が出てこないんですね、やっぱり。みんな心配しているんだけど、みんな集まったところでそういう本音はなかなか出てこない。そこら辺を、地域の農業をどうするのかという観点から、やっぱり捉えて、いろいろ論議を進めていってもらいたいなと、こう思うわけでありますが、その点の所感を、認識をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 畑田のイリノサワの件については、再度地権者の方とお願いをしたいなと思っております。もし、地権者の方がだめであれば、下から上がって行って右側のほうの土手、水が流れているところを、大きなU字溝を入れ、ふたをして、少しでも道路を広げたいなと考えております。今後とも検討させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） ご質問のとおり、まだ行政区のほうにはコンタクトをとっていない状況でございます。正直申し上げますと、社会資本整備総合交付金、なかなか補助金の予算がつきづらくて、現在のところ、当初の要望額のやっぱり2割とか3割しかついていないというのが現状でございます。そういう状況も踏まえて、発注の際にはぜひ行政区との連絡を密にとりながら、関係者に、不安にならないように対応を図りたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 現在、農業関係の座談会を開催しております。あす、あさってで一応一巡することになります。今後も、なかなか地域ごとに違って、突っ込んだ話が出てこないというようなことでございますので、いろいろな先例だとか、そういう事例等、あわせて今後の地域ごとの農業のアドバイスといたしますか、そういった資料等を持ち寄り、今後はそのような形に努めたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 第1点は、6ページの下から2行目、委託費、財務書類作成検証業務委託料50万円、これ初めてなんですが、これは何に、どのような事業なんですか。

それから、その次の7ページ。これは創生事業の加工製造、販売事業と、移動販売ですか、これらについて

ただいまそれぞれご答弁がありました。今回のあれで総額が280万円生じると、これは今年度中で280万円不足が生じているということなんでしょうか。これは、売上等についてもいろいろ聞きましたけれども、これが飛躍的に改善されて、何とかとんとんにいくというのは、恐らく至難の業ではないかなというふうに思うであります。それから、やはりこの漬物加工所、それから農協跡での移動販売、それからサロンを回って歩く自動車での移動販売ですか、これらについては多くの町民の中から、これは今町民が求めている創生事業ではないんじゃないかと、こういう声が多数聞かれています。これについては、ひとつ財務内容等も含めてしっかりと検討をして、見直しをしていただきたいと思うんですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、9ページの一番上、マイナス186万8,000円、これは社会福祉総務費ということで、一般職が退職によって減額になったということでありましたが、具体的に今の時期の退職というのはどういうことだったのか、これについて説明をいただきたいと思います。

さらには、その下の民生費、児童福祉費、3目児童福祉施設費15節工事請負費48万6,000円、これは何か、この内容についてお聞かせいただきたいなと思います。

それから、11ページの中ほどにあります、4目水田農業振興費、この中に11節需用費で448万1,000円計上されておりますが、これは具体的にどういうものなのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、15ページ、10款7項あさかわこども園の100万が、電気料が不足ということで補正されました。これについて、先ほど電気料が月に25万、水道が10万ということで説明されましたが、1年間でトータルすると、それぞれ幾らと幾らになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、今どきの新しくつくられたこうした建物で、特にこども園などは電気料が非常にかかる、こういう建物で、なぜ太陽光発電の施設を設置できなかったのか、これについてもお聞かせいただきたいと思います。と同時に、太陽光発電の施設を増設する考えがあるのかどうなのか、それらの考えが現在のところ考えていないとすれば、これも一応早急にひとつ内部で検討をして、設置を考えていただきたいと思います。

それから、同じあさかわこども園の3目保育部費の中で、賃金、職員の増員ということで238万1,000円ございました。これが、この期中において増員ということについては、どういうことだったのかなということについてご説明いただきたいと思います。それから、今後の保育士さんやなんかの見通しをお聞かせいただきたいと思います。

それから、次の17ページの10款9項2目15節、上から3番目です。工事請負費168万3,000円計上されておまして、これは公民館の南玄関とトイレということですが、このことについてどうこうではないんですが、公民館が非常に老朽化しています。そして耐震診断が出ているにもかかわらず、いまだに耐震工事やられておりません。これは浅川の町民体育館も同じです。これらの耐震工事と、それから建てかえと、これらについて見通し、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、17ページ、一番下の町民体育館工事請負費29万2,000円、これは町民体育館のどこの部分を改修されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、20ページの職員手当の内訳というところで、人員の減員やなんかによって、相対的にそれぞれ経費が減っております。その中で、超過勤務手当だけが149万円ほどふえております。これはどういった理由によるものなのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） まず1点目でございますけれども、財務書類、6ページですか、財務書類作成検証業務委託料ということで、今回50万ほど計上しております。この財務書類につきましては、あらたな財務資料であります財務書類を、国から今年度中、30年度中に作成、公表することが求められてございます。財務書類につきましては、資金の収支以外に、土地、建物、備品等の固定資産や、地方債等の負債が一体となって整備されるものであるため、今まで把握していない資産や行政コストが算出されまして、財政の透明化や効率化、適正化を進めるものでございます。

今回、今まで、その財務書類の作成については取り扱ったことがございません。職員に作成のためのノウハウがないという状況でございます。国からの手引き等を参照に進めているわけでございますけれども、判断に迷う事例等も多くあり、有益な財務資料の作成のために、会計のプロであります税理士の検証が必要不可欠であると判断しまして、今回補正のほうを計上させていただいたところでございます。

なお、町としましては、平成31年3月議会のときに、平成29年度の財務書類の公表を行う予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

地方創生事業、これは弱者救済のために始まった事業です。やめるのは簡単ですが、もう少し改善をしたり、さまざまな工夫をして、このまま実行していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 町長答弁のとおりでございますが、補足で。今年度分かというところございましたので、これは今年度分の補正の方でございます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 9ページ目の社会福祉費、社会福祉総務費の人件費の関係でございますけれども、これにつきましては、提案理由でも申し上げたかと思っておりますけれども、職員が平成30年7月末をもって退職しております。これにつきましては自己都合ということで、本人からの申し出により退職したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 同じく9ページの児童福祉施設費ですが、このうち工事費ですが、東大畑大名塚地内の児童公園のフェンスがさきの台風で倒壊しまして、今、立入禁止の状況にしておるんですけども、ちょっと危険な状況なので撤去するというのと、ちょっと施設が老朽化してまして、昨年度の診断の結果、危険な遊具があるということで、それも一緒に撤去したいということで、工事費を計上しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 11ページです。中段、4目水田農業振興費の需用費、消耗品費448万1,000円、これにつきましては、米の放射性物質の吸収抑制対策として塩カリを水田のほうにまくということで、例年、震災以降このようなことになっておりまして、塩カリの購入費用約494ヘクタール分につきましては計上となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） まず15ページ目、こども園費ですが、需用費、先ほどもご質問ありましたが、こども園の電気代、水道代につきましては、概算なんです、年間かかる経費が、電気料につきましては約300万と考えております。水道代につきましては約70万と考えておりますし、今現在、こども園には事務の職員1名おりまして、当然のごとく電気代、水道代ともに、それもそうなんですけれども、その他のものも節約するように指示はしております。

それと、ソーラーなんです、ソーラー設置につきましては、こちらで若干の試算はしております。ソーラーを屋根に設置しまして、その分の電気代を賄えるかといいますと、それで、約、毎月なんですけれども、あくまでも概算的な試算なんですけれども、3万円ぐらいなんです。それに係る設置なんです、約1,200万円かかるそうなんです。それで、そこら辺も金額を踏まえまして、十分検討したいと思います。

それと、16ページのこども園の保育部の賃金、1人ふえた分なんです、こちらにつきましては、正職員の保育士がおりまして、ことしの7月から育児休暇を終わらせて復帰する予定でしたが、育児休暇の延長の申し出がありまして、急遽1名ほど嘱託として採用したので、その分を計上しました。

今後の見通しなんですけれども、今現在は保育士、あと幼稚部の教諭ともに賄っておりますけれども、来年度につきましては、今1回目の申し込みは終わりましたけれども、1回目の子供、園児の募集は終わりましたが、現在継続中にはなっておりますが、190人近い申し込みがございます。それに伴いましての先生の張りつけにつきましては、今後検討したいと思います。

17ページの中央公民館の工事請負費なんです、こちらにつきましては、大ホールのスロープ設置工事を予定しておりますが、こちらにつきましては各選挙のときの投票所に利用しております。高齢者の方が、簡易スロープ設置はそのときはするんですが、簡易スロープはベニヤ板を張りつけたような感じなんで、ちょっと危ないということで、そもそも抜本的な見直しで階段をスロープに直したいと思っております。また、公民館のトイレは洋式にはなっているんですけども、ウォシュレットはついていないんですね。ですので、ウォシュレットを4台設置しようと考えております。

今ほど議員さんのほうからご質問ありました今後の見通しなんです、確かに耐震をクリアはしていないので、抜本的な見直しが必要になるかと思いますが、こちらにつきましては、今後十分検討をしたいと思っております。

最後に、17ページの一番下、町民体育館のトイレの改修ですが、これも中央公民館と同じくトイレをウォシュレットに3カ所整備したいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） 20ページの給与費明細の中の超過勤務手当でございますけれども、これにつきましては、今後見込みも含めまして、職員のほうで手当が足りないということで計上をしたわけでございます。その課によって仕事割合が変わってきていますから、そこで職員が超過勤務した場合について支払いのできないということにならないように、予算を計上したところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1点目は、先ほどのふるさと創生事業でやっております3つの事業、これらについては、もう少し様子を見て検討するという町長の答弁がありました。しかし、町民の皆さんに聞いていただくとわかるんですが、これはやはり本来の目的である買い物弱者、交通弱者に対する効果的な対策にはなっていない。また、さらには、先ほど来、説明ありましたように、採算性において多額の財政を町から出資しなければならない、こういうことが既に明らかでありますので、検討については余り時間をかけないで、ひとつやってほしい。これは町内巡行バスと同じです。やっぱり本来の目的をしっかりと見直して、検討をできるだけ早急にやっていただきたいと、こういうふうに思います。考え方だけでも一言ちょこっといただければ。

それと、12ページに工事請負費15節、ちょうど真ん中あたり、8款土木費の。200万上っています。これは町営住宅の補修ということでありましたが、どこの町営住宅で、何戸だったのか、これだけお聞かせいただきたいと思います。

以上についてご答弁いただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この地方創生事業、採算とるのは間違いなく難しいと思いますが、弱者救済に始まった事業です。先ほど申しましたが、やめるのは簡単ですが、もう少し様子を見ていきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 12ページの8款5項1目住宅管理費の工事請負費の中身でございますが、今、城山第2団地の土側の上側の3棟6戸の工事を今実施をしております。

その工事の中において、屋根から雨どいに入ってくるころあたりの雨水が壁を伝って外壁の内側に浸入して、柱と壁の一部が損傷しているというのが、工事の協議書の中で上がってきています。全体的に6棟全てそういうふうな形で雨水がちょっと入ってきている場所があって、その場所の工事にあわせて、今の第2団地の工事とあわせて実施をするということで一応200万ほど、ちょっと見通しがつかなくて、どの程度の損傷だかというのがわからなかったもので、できるかぎりやってあげましょうということで200万の計上をさせております。場合によっては、内容、そんなにかからないということであれば、3月の議会等でもう一度修正して減額というふうな形になるかと思っておりますので、そのときにはよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○8番（田中重忠君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第50号 平成30年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第51号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第51号 平成30年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第52号 平成30年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つだけ。

水道の行人坊水源地、浄水場というんですかね、東方の行人坊の浄水場があります、山白石に排水する浄水場ですけれども。そこでの汚泥というんですか、そういうものの施設ができ上って稼働しているわけですね。ところが、仮に排水を通してのために使っていた、大口径のビニールの、何というんだ、ピーシー管ですか、そのあれがずっと前と同じようにあるんですね、水田のところなんかも通ってずっと。あれはまだ使っているんですか。そっちの施設ができ上がったから、片づけてもいいんじゃないのかなと思うんですが、どうなんでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 天日乾燥施設、行人坊浄水場に建設をしております。実際まだ稼働始まって間もないということで、天日乾燥施設とあわせて、今も排水の施設は残っております。正式に天日乾燥施設がうまく働くということで稼働されれば、一応そのときには廃止をするというような方向で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうするとまだ、新しくつくったところは正常に稼働していないということになるんですか。ただ、何か事があればそこのところを利用して排水してみたいな、そういうことでしばらく残しておくんだということなんでしょうか。その辺ちょっと、もう終わればそこは撤去して片づけたほうがいいのではないのかなと、こういうふうにしたものですから。その点ちょっとはつきりお願ひしたい。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） まだちょっと、確かに使用している部分がありますので、状況を見て、早目に撤去したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第52号 平成30年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、同意第4号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 次の者を副町長に選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字大草字滝ノ沢74番地。氏名、須藤良正。生年月日、昭和30年4月22日。

同氏は、人格、識見ともに優れており、長きにわたり浅川町役場職員として勤務され、平成24年度住民課長、平成25年度から2年間、建設水道課長、平成27年度税務課長の要職を歴任しました。行政経験も豊富で、信頼も厚いことから、副町長として最適任であると考えますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私は、平成25年の3月議会で、町が町民から出された世帯分離の申請を拒否することが繰り返された問題を質問しました。私に寄せられた苦情というのは2つあります。1つは、都会から子供夫婦が親のもとに戻ってきた。それで親の世帯に入った。ところが、前年度の計算で課税されるために、国保税が一挙に高くなってしまったということで、家庭内でもめるような事態になったと。それで、親の世帯と子供の世帯とそれぞれ世帯を分離して、それぞれの国保税を明確にして、そして払うようにしたいという思いで、町に世帯分離の申請をしたと、こういう事例であります。

それから、もう一つ。もう一つは、息子さんがいて、年老いたお母さんがいる2人暮らしの世帯で、お母さんは施設に入っている。ところが入所費が極めて高く、息子さん一生懸命、夜寝る間も削って働いてもなかなか入所費を払うのも容易でない、自分も生活しなくちゃならないということで。そういう状況を福祉関係の人に相談をしたらば、その人の助言があつて、そういう場合は世帯分離をすれば、お母さんは自分の所得だけで計算されるから利用料が安くなるはずですよ。こういうことで役場に世帯分離の申請をしたと。こういう方がもう一人の方であります。

世帯分離の申請というのは、そういういろんな事情でさまざま出されるわけで、ほとんどの町村がそういう申請が出れば、黙って受け付けるんですよ。それは、そういう申し出、世帯分離の申し出があるというのは、何かその家庭に事情があるんだろうということを担当者は察するし、どういう事情があるんですかということ聞くのは各家庭のプライバシーにかかわる問題だから、そういうことは避ける。だから申請があれば、黙って受け付けるというのがほとんどの市町村の対応ですよ。ところが浅川町では、この2件の例について、窓口で、何で分離するのか、それぞれ経済的に完全に独立しているのかと、家の玄関は別々なのか、電気料や水道料はそれぞれ払っているのか等々、いろいろと問いただしをして、先ほど申し上げた2件については世帯分離は認めなかったと。そのために最初の例では、せっかく戻ってきた子供さん夫婦が出ていくことになりました、

浅川町から。もう一つの例のほうでは、その息子さんは半ばノイローゼ状態になってしまったと。その後、幸か不幸かお母さんが亡くなりましたので、その問題は終わりにになりましたけれども、そういう例がありました。

こういう対応をしたのが、当時の住民課長、それが今回提案された方であります。町長が私の一般質問で、困っている町民に寄り添うような、そういう職員づくりを目指したい、こういうふうにおっしゃいましたよね、金曜日の一般質問のときに。でも、私は今回提案された方が、副町長ですから、職員づくりの責任者になるわけですけれども、本当に職員に寄り添った、そういう職員づくりができるのかどうか、大変疑問に思っているんです。そういう、私がこの一般質問したときに、町長も議員としてこの議場にいらっしゃって話を聞いたと思うんですけれども、そういう人を選ばれたというのは、どういう理由からなんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 国保税に関しての、家庭内でもめた、あるいは世帯分離がうまくいかなかったに関しては、まず私、おわびを申し上げます。

それと、選んだ理由はまず、彼は年老いた90歳のお父さんと今住んでいると思います。数年前から浅川町に帰らなくちゃいけないという話は聞いておりました。それで、お父さんに須賀川に来てくれ、来てくれと何度も申し上げましたが、本人は、お父さんは、どんなことがあっても、倒れても行かないというお話でした。それで、彼は彼なりに悩んでいたと思います。ただ、彼は、先ほども申したとおり、率直な人間でございます。悪い人間ではないと思っています。そういう優しい思いやりがある人間であります。それで、一生懸命やってくれると思ひまして、私は副町長に任命いたしました。どうぞご理解、お願いをいたします。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 他町村ではやっていないような対応を当時やったというのは、これは紛れもない事実であって、私は、その相談された方の力になれなかったことを今でも悔やんでおります。確かに法令を見ると、窓口では、世帯分離が本当に基準に合ったものかどうか聞くことができるというふうになっております。なっておりますけれども、ほかの町村では、いろんな事情があるんだろうというのを配慮して聞かない、そのまま素直に認める。でも浅川町ではそういう対応がされなかったということは、これは紛れもない事実であります。

町長は今、その過去のことに対して、町長の時代のことではないにもかかわらず、謝罪はするということがありました。ということは、この副町長に対しては、そういう点では厳しく注意をして、必ず住民に寄り添った対応を今後きちんとするように、そういう職員づくりをするようにということを強く言うと、これからも厳しく注意をしていく、こういうお考えなんでしょうか。改めて伺いたいと思います。

それからもう一つ、あなたを選挙の際に応援した人の何人もの方が、副町長は県から職員を派遣してもらったほうがいいんじゃないかな、こういう声を私は聞きました。町長はお聞きになったことはありますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） その声は何遍かお伺いしました。ただ、私は地元の間が副町長になれば、それなりの仕事ができると思ひました。

それと、私は今、9番議員が言ったとおりに、これからは副町長になるのであれば、もう一度お話をして、町民に寄り添った町をつくるために協力していただきたいと思ひしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 共産党議員を代表して、本案について賛成の討論をいたします。

本案については、大変難しい判断を私どもは迫られました。賛成するのにも、反対するのにも、しっかりした確信が持てないというのが率直な心境であります。質疑で上野議員が指摘した問題は、私から見ても極めて重要であり、かつ町民の利益をきちっと守っていく、町民の目線に立って福祉を向上させていくという、そういう自治体職員の崇高な責任をないがしろにする、そういうものにつながっておるのではないかということに感じます。

ただ、人事案件については、私どもは今まで基本的に長の提案を尊重するという立場をとり、須藤町長の時代も町長が提案した人事案件には一切反対しませんでした。今、江田町長は、住民の立場をたがわぬようにする、そして町民に寄り添った、そういう、副町長としてやるように、私はそういう態度をとりますということが言われましたので、私たちはその言葉を信じて本案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

次に、反対者の発言を許します。次に、賛成者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 同意第4号 副町長の選任につき同意を求めることについて賛成討論を行います。

今般行われた浅川町長選挙において、江田文男氏が当選。今議会が町長にとって初めての議会となります。本議案は江田新町長が須藤良正君を副町長として本議会に同意を求めるものであります。江田町長が町民に選挙で公約した、新しい町づくりの公約の実現には、須藤良正君を副町長に迎えることが絶対に欠かせない条件のようであります。

須藤良正君は浅川町を定年退職するまで、町行政の一職員として、常に真摯に町づくりに取り組んでまいりました。同君は非常に正義感、信念の強い人であり、時として周囲からあらぬ誤解を受けたこともあったようであります。しかし反面、こうした何者にも負けない強い信念と明晰な頭脳が、これからの浅川町にとって欠かすことのできない貴重な人材であると思います。

特に、平成18年に発生した公金横領問題について、当時税務課職員だった須藤君は、誰よりも早く公金横領の事実を把握し、適切に対応した実績を持っております。また、税務課長時代には、町税に本気で取り組み、それまで毎年毎年ふえ続けてきた滞納を減らすため、担当課長としてそれまでの町税のあり方を根本から見直

すことに積極的に取り組みました。その結果、現菊池税務課長に引き継がれ、この2、3年毎年滞納額が確実に減ってきており、大きな成果となってあらわれております。須藤君は、町職員として業務に常に真摯に向き合い、また、後輩職員に対しては時に厳しく指導するなど、全てに全力で取り組む、その姿勢を私は高く評価しております。

今回、浅川町が江田町長で新たなスタートをするに当たり、江田町長を支え、町民の声に真摯に応える浅川町政の実現には、優秀かつ指導力のある須藤君を副町長に迎えることは絶対に必要であります。停滞閉塞ぎみで少子高齢化が一段と進みつつある浅川町政を今から飛躍的に発展させ、町民の期待に応えようとするとき、副町長としての須藤良正君は、この上ない最適、有能な人材であります。ここまで停滞、閉塞している浅川町政のあしき前例の全てを振り払い、江田町長と須藤副町長を中心に、職員と私たち町議会、一致団結して町民一人一人の思いを大切にす町民のための浅川町政を実現し、大いなる浅川町の発展に期待したいと思います。きょう、ここに提案された須藤良正君は、副町長として、まさにその中心となって、全職員に対する指導と管理、町財政規律の確立、町公共事業の効率的、継続的事業実施など、町政全体に対する創生や牽引役として浅川町の発展と前進を実現していただきたいと思います。

議員の皆さん、須藤良正君の人となりをよくご理解の上、浅川町民の期待に十分応え得る人物としてご評価くだされば、浅川町の発展のため本案に賛成していただきたいと思います。今、ここが浅川町の将来にとって大変重要な分岐点であります。私たちがここで選択を誤れば、浅川町政の新たなスタートが何十年間も立ちおくれることになり、そのツケは全て多くの町民に重くのしかかることになることをぜひご認識いただきたいと思います。本案に対する議員各位のご同意を心からお願いを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第11、同意第4号 副町長の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、同意第4号は同意しないことに決定しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、同意第5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、教育委員、緑川又次郎氏が平成30年12月24日をもって任期満了と

なるため、次の者を選任したいので、ご同意を賜りますよう提案いたします。

住所、浅川町大字浅川字本町91番地の1。氏名、本多強。生年月日、昭和53年4月10日。

同氏は、福島県立白河高等学校、神奈川県にありますが私立神奈川大学法学部法律科を卒業され、現在は本多守司法書士事務所に入所しております。平成18年に福島県司法書士会登録、平成27年には福島県行政書士会登録をしており、町代表監査委員でもある父、守氏とともに司法書士及び行政書士の業をいたしております。

なお、今年度開園いたしましたあさかわこども園のPTA副会長を務めており、会長を補佐する立場で多大な貢献をいただいております。広い見識を持ち、責任感が強く、温厚誠実な方です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この方については、お父さんが代表監査委員をやられているということで、法律上のさわりというか、欠格事由とか、そういうものに該当するということはないのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ないと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 思っておりますではなくて、あるかないか、明確にお答え願いたいと思います。これは事務方から結構です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長兼社会教育課長（生田目源寿君） 町長答弁と同じになりますが、ありません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） よろしいですか。

○9番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ご本人は大変若い方でありまして、まだ学校のPTA会長等もやっていないということでもありますけれども、今の学校教育界、いじめの問題を初め、さまざま問題がある中で、教育委員の方に問われているのは、人権感覚、人権意識だと思います。本多氏は法律の専門家として、その辺は豊富なものがあるというふうに思いますので、私は適任だと思いますので賛成します。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 同意第5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、賛成討論を行います。

本案に提案されました教育委員、本多強君につきましては、皆さん既にご承知のとおり、若きリーダーとして、人格、識見を十分兼ね備えた有能な人物であります。浅川町のこれまでの町役職者の選任は、選挙での論功行賞、地縁、血縁などを偏重したものでしたが、これからはこの従来の殻を打ち破り、真に浅川町の教育行政に真に正しく対応できる適任の人材を選任しなければなりません。

本案の本多君は、まさしくこの条件にぴったりの逸材で、何よりも非常に若いことが大きな魅力であります。これからの浅川町の発展のためには、若い有能な人材を行政機関に多数登用することは、絶対に必要なことであります。現在の浅川町の少子高齢化から抜け出すためには、町が積極的に行政の中核に多くの若者を任用することが必要であります。浅川町の課題である若者の定住を図るためには、何よりも若者に期待される町づくり、積極的に進めることであります。これまでの古いしがらみに縛られることなく、私たち議会は、町内の優秀な人材の選任に、積極的に同意しなければなりません。一部町民の個人的偏見による物差し、さしたる理由もなく選任に反対、否決することなど、絶対にあってはなりません。私は本多君の浅川町教育行政の活躍に大いに期待し、教育委員の選任に賛成いたします。

議員皆さんにおかれましても、若い有能な人材の芽をここで摘んでしまうことのないよう、ぜひ賛成していただくことを心からお願いをし、私の賛成討論といたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第12、同意第5号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、同意第5号は同意しないことに決定しました。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、同意第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、人権擁護委員、佐川春美氏が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

氏名、佐川春美。生年月日、昭和34年4月18日。住所、浅川町大字大草字五斗蒔81番地の1。

佐川氏は、平成25年4月1日より、2期6年間にわたり自由人権思想の普及、啓蒙に努められ、その功績は顕著なものがああります。引き続き3期目の人権擁護委員として協力をお願いするものであります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、同意第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、別紙のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本日まで、浅川町議会傍聴規則の一部改正についての委員会発議が提出されておりますので、ここで追加日程議案準備のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 零時13分

○議長（円谷忠吉君） 再開します。

◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りします。ただいま配付しました日程第15を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、発委第1号 浅川町議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。
事務局に議案の表題部を朗読させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

〔議会事務局長（岡部栄也君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、笹島亮二君。

○議会運営委員長（笹島亮二君） それでは、ご説明申し上げます。

本件につきましては、去る11月30日開催の議会運営委員会において議長から一部改正について諮問があり、委員会の一致により改正することとしたものであります。

内容につきましては、標準町村議会傍聴規則の一部改正があり、第4条の傍聴人受付簿を個人情報保護の観点から傍聴人受付票に改正するものでございます。

その他の改正につきましては、標準町村議会傍聴規則と照らし合わせた結果、一部合わない部分が発見されたことから、標準町村議会傍聴規則に合わせるため改正を行うものでございます。

なお、改正規則及び新旧対照表は別表のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、発委第1号 浅川町議会傍聴規則の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第4回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 零時16分